

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「アルバックグループは、互いに協力・連携し、真空技術及びその周辺技術を総合利用することにより、産業と科学の発展に貢献することを目指す」との経営基本理念のもと、企業価値を中長期的に向上させるため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。このような観点から、当社は、株主のみならず、取引関係者、地域社会、従業員その他当社事業活動に関連する様々なステークホルダーの利益を尊重するとともに、企業倫理及び法令遵守を徹底させつつ競争力のある効率的な経営を行うことを重視しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、2021年6月改訂後のコーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針について

当社は、取引先上場企業との事業上の関係の維持及び強化という観点から、当該取引先の株式を取得することが当社の持続的成長と中長期的な企業価値を向上させることに資すると判断した場合に限り、当該取引先の株式を取得することがあります。

政策保有株式については、保有目的の適切性、保有することによるメリット・リスク、資本コスト等の観点から保有の適否を検証し、毎年取締役会において報告することとしております。その結果、保有の意義が希薄と判断されたものについては、縮減を検討していくこととしております。

2. 議決権行使に関する基準

当社は、政策保有株式に係る議決権の行使にあたっては、当該取引先企業のコーポレート・ガバナンス体制の維持強化や株主価値の向上に資するものかどうか、また、当社への影響等の観点から、総合的に賛否を判断し、適切に行使します。

【原則1 - 7関連当事者間の取引】

当社は、いわゆる競業取引及び利益相反取引を行う場合には、会社法、金融商品取引法その他関連諸法令を遵守しつつ、取締役会規則に則って、取締役会において事前にその取引内容などについて承認の手続きを行い、かつ事後にその取引実績について報告することとしております。また、関連諸法令に従った適切な開示を行っております。

【補充原則2 - 4 中核人材の登用等における多様性の確保】

中核人材の登用等における多様性の確保については、属性に寄らない個人の能力に基づく評価・登用を行うとともに、人材の選抜では、社員構成に応じた目安を設け、属性に偏らない選抜育成を進めています。

当社グループは、男女、国籍、人種の格差なく働きがいのある職場環境の充実に努めてまいりました。管理職に占める女性の割合は、当社グループにおいて10.9%と昨年度に比べ1.1%上昇しました。また、当社グループ全体における管理職の約50%を外国籍社員が担っています。

今後の更なる企業価値の向上のために、女性の活躍の場を拡充することは重要な経営課題として認識しております。当社グループは一丸となって2026年6月までに当社グループにおける管理職に占める女性の比率を10%に増加させるために、女性の積極的な採用、教育制度や各種人事制度の充実に努めてまいりました。今後も、管理職のみならず、その候補者の育成・拡充に向けて取り組み、引き続き、管理職に占める女性の割合を高めてまいります。

多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針

当社グループは、世界の半導体メーカー・電子デバイスメーカーやパネルメーカーが集中する日本・中国・韓国・台湾など東アジアを中心に、幅広い顧客基盤、先端研究機関とのネットワーク、開発・営業・カスタマーサポート拠点、製造拠点、サプライヤー網を持っており、グローバルに事業展開する多数のグループ会社から形成されています。

「アルバックグループは、互いに協力・連携し、真空技術及びその周辺技術を総合利用することにより、産業と科学の発展に貢献することを目指す」という経営基本理念を実践・実現していくためには、当社が企業倫理行動基準の中に定めた「社員の人格・個性の尊重」「人権の尊重とあらゆる差別的取扱の禁止」を遵守し、グローバルに活躍する従業員の個性を尊重し、多様性を受け入れ活かすことが大きな原動力になります。

このようなダイバーシティを尊重し、インクルージョンを推進することによりイノベーションを創出し、顧客や社会の課題を解決することで、従業員それぞれの成長につながる新しい価値を生み出し続けることを目指します。このような考えに基づき、変化の激しいビジネス環境を勝ち抜いていく上で、外部環境の変化に強くグローバルに活躍できる人材の育成を強化するため、働きがいのある職場環境や人事諸制度の整備、教育機会の創出に努めます。

【原則2 - 6企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成のみならず、当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、財務・経理・経営企画・人事部門の責任者で構成される資産運用委員会が、当該積立金の運用を委託する運用機関より四半期毎に積立金の運用状況やスチュワードシップ活動等に関する報告を受けて、当該運用機関による運用実績を定期的に把握・評価しています。これにより、当社は、従業員利益の最大化、及び企業年金と会社との間に生じ得る利益相反の適切な管理に努めています。

【原則3 - 1情報開示の充実】

()経営理念などや経営戦略、経営計画

当社の経営基本理念、経営方針は、当社ウェブサイトに掲載しております。

経営基本理念(<https://www.ulvac.co.jp/company/philosophy/>)

経営方針(<https://www.ulvac.co.jp/company/policy/>)

また、当社では、この経営基本理念、経営方針に基づいた経営計画を策定し、これを実行しております。この経営計画は、決算短信や決算説明会資料などで公表しております。

()コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組みます。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) 株主のみならず、取引関係者、地域社会、従業員その他当事業活動に関連する様々なステークホルダーの利益を考慮し、これらのステークホルダーと適切に協働する。
- (3) 当社の会社情報を適時適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 特に重要な意思決定機関である取締役会を企業価値向上に資するように運営する。
- (5) 株主との間で建設的な対話を行う。

当社は、持続的な成長を通じて企業価値を中長期的に向上させるため、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を踏まえた上で、取締役会決議に基づき、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を制定し、当社ウェブサイトに掲載しております。

(https://www.ulvac.co.jp/sustainability/corporate_governance/index.html)

()経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社取締役の報酬に関する事項については、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の【取締役報酬関係】「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照下さい。なお、当社における執行役員の報酬は、社内取締役の報酬に準じた基準で決定しております。

()経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役、監査役候補者の指名及び執行役員の選任を行うにあたっては、役員としての高い倫理観と優れた人格を具備することを前提としています。取締役、執行役員及び監査役の指名及び選任については取締役会の諮問機関として設置する指名報酬等委員会における答申を踏まえて、取締役会においてこれを決議しております。加えて、監査役については事前に監査役会の同意を得ております。なお、取締役、監査役候補者の指名にあたっては取締役会・監査役会の多様性及びそれぞれの知見・能力・経験がその職責遂行に資するかといった観点などを加味して総合的に考慮しています。また、取締役、執行役員及び監査役の解任提案については、指名報酬等委員会における答申を踏まえ、監査役については事前に監査役会の同意を得た上で、取締役会においてこれを決議します。

()経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社における個々の取締役候補者・監査役候補者については、その略歴及び指名理由を株主総会招集ご通知に記載しております。

【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取組み等】

当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティをめぐる課題への対応は、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長のために重要であると認識しています。そこで、経営基本理念に基づいてサステナビリティ方針を定め、真空技術及びその周辺技術の総合利用による経済価値、社会価値、環境価値の創造を企図しています。また、代表取締役社長を責任者、サステナブル経営推進室長を委員長とするサステナビリティ推進委員会において、サステナビリティ経営に係る各種方針の策定、案件の議論・決定、取り組みの進捗確認・評価を実施し、それらの重要性に鑑み取締役会に報告する体制を構築しております。

当社は、「国連グローバル・コンパクト」に署名・参加し、「人権の保護」、「不当な労働の排除」、「環境への対応」、「腐敗の防止」に関わる10原則を遵守・実践しています。その上で、特に、中長期の温室効果ガス排出量削減目標として、2030年に50%削減(2023年比、Scope1、2)、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロを定め、実現に向けた施策を継続的に推進しています。

当社は、これに加え、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長のためには、人的資本や知的財産も重要な経営資源であると認識しています。人的資本については、地球、社会、市場、顧客といった幅広い視点で未来を見据え、従業員が健康で、多様な個性と強みを存分に発揮し、外部環境の変化に強く、グローバルに活躍できるよう、人材育成を強化していきます。知的財産については、事業に貢献する知的財産の取得、当社グループ全体の一元管理、経営戦略への活用を図ると共に、他社の知的財産権を尊重し、侵害回避に努めます。

人的資本や知的財産を含むサステナビリティについての取組みの詳細につきましては、年次発行するULVAC VALUE REPORT及び当社ウェブサイトをご参照ください。

ULVAC VALUE REPORT (<https://www.ulvac.co.jp/sustainability/report/index.html>)

サステナビリティ (<https://www.ulvac.co.jp/sustainability/index.html>)

TCFDの枠組みに沿った気候変動の取り組み(https://www.ulvac.co.jp/sustainability/environment/climate_change/index.html)

人的資本 (https://www.ulvac.co.jp/sustainability/human_resources/index.html)

知的財産 (https://www.ulvac.co.jp/research_development/intellectual_property/index.html)

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

当社では、関連諸法令・定款において定められた事項及びその他その性質や重要性を勘案して特に慎重な審議が要求される事項を取締役会において判断・決定すべき事項とし、取締役会規則においてこれを定めております。

また、取締役会の審議の充実や業務執行の機動性を高めるという観点から、取締役会において判断・決定すべきと定めた事項以外の業務執行に関する事項の判断・決定については、代表取締役、業務執行取締役及び執行役員に委任しております。

【原則4 - 9独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役候補者の独立性について、東京証券取引所の定める独立性判断基準を充足するとともに、実質的な観点も加味して、当社との間に利害関係がなく、一般株主との利益相反のおそれないことを要するものとしております。加えて、当社の経営及び事業課題について積極的で有意義な提言や公正な問題提起が期待できることも選任基準として加味しております。

【補充原則4 - 10 指名委員会・報酬委員会の実効性】

「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況の【取締役関係】の補足説明」欄をご参照ください。

【補充原則4 - 11 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は、取締役会における多角的な議論を実現してその実効性を高めるよう、その構成にあたっては、知識・経験・能力などのバランスや多様

性、規模の適正を考慮しております。こうした視点を踏まえ、取締役会において、取締役候補者の選任を慎重に行っております。また、取締役会の規模についても、意思決定の迅速性の観点から、適正な人数となるように努めております。なお、取締役及び監査役における特に期待する専門性と経験(スキルマトリックス)について、株主総会招集ご通知に記載しております。

【補充原則4 - 11 取締役・監査役の兼任状況】

当社取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況については、株主総会招集ご通知に記載しております。

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社では、取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性につき、年次で、各取締役及び各監査役の自己評価と改善提案をアンケート方式で実施しています。この回答を適切に取締役会の機能改善につなげるため、当該アンケートの回答方法は、外部第三者機関に直接回答することとし、当該機関は、アンケートの匿名性を確保しつつ、集計結果の報告を正確に行うこととしています。この集計結果報告については、取締役会において分析し、評価を実施しております。

2024年度の当社取締役会の実効性についての分析、評価の結果、当社取締役会の実効性は確保されていると判断しております。ただ、より取締役会の機能を向上するための改善提案として、事業ポートフォリオに関する議論の充実等の提言もなされておりますので、これらの提言も考慮して、引き続き継続的な実効性の向上に努めてまいります。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役のトレーニング方針】

当社は、取締役・監査役が十分に期待される役割・責務を適切に果たすために必要と考えられるトレーニングの機会を適切に提供しております。

新任社外取締役については、当社グループへの理解を深めることを目的として、経営戦略、財務状態、経営課題、その他重要な事項について説明を行うとともに、事業拠点への視察等を通じて知識・知見を習得する機会を適宜設けています。また、新任監査役については、監査役の要望を受け、新任取締役に準じたトレーニングの機会を提供しております。就任後について、取締役会は取締役・監査役に対し、毎年各事業の事業戦略、経営課題等について説明の機会を設けている他、取締役・監査役ともにその職責を果たすために必要と認められるトレーニングについての費用負担などの会社としての支援も行うこととし、その自己研鑽を奨励することとしております。これらのトレーニングの機会の提供は継続的に見直しを行い、必要に応じて更新を行うものとしております。

【原則5 - 1株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、株主・投資家との建設的な対話を積極的に進めます。適時・公正な情報開示を行うとともに、正確な情報を分かりやすく伝えることをIR活動の基本方針としています。

1. 株主・投資家との対話全般

株主・投資家との対話については、IR部が担っております。IR部は適宜、代表取締役社長、その他の取締役(社外取締役を含む)、監査役、執行役員と連携し対応する体制を構築しております。

2. 関連部署との連携

当社では、株主との対話の窓口であるIR部が対話を行うに際し、必要に応じて関係部署が支援する体制をとっております。

3. コミュニケーションの充実

当社においては、定期的な決算説明会をはじめとして、テクニカルセミナーの開催、証券会社主催の国内外カンファレンスや個人投資家向けセミナーへの参加、海外ロードショーの実施、工場見学会の実施、個別面談など積極的に対話の機会を設けるとともに、決算説明資料、統合レポート、ファクトシート等を当社ウェブサイトにて開示するなど、株主・投資家に分かりやすく当社を紹介することにも努めており、英訳も開示しております。

4. 意見のフィードバック

株主・投資家・アナリストとの対話を通じて把握した評価・意見などを定期的に取りまとめ、その意見などの重要性や性質に応じて、取締役会への報告など、経営陣に共有しております。

5. インサイダー情報の管理

当社は、株主・投資家・アナリストとの対話に際し、未公開の重要情報であるインサイダー情報については、その公開まで伝達いたしません。なお、インサイダー情報については、当社内で適正に管理する体制を構築しております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容 更新	取組みの開示(アップデート)
英文開示の有無 更新	有り
アップデート日付 更新	2025年9月29日

該当項目に関する説明 **更新**

当社では、資本効率を重視しており、ROEの数値目標を設定して資本収益性の向上に取り組んでおります。具体的なか長期目標については、新中長期経営計画(バリューアッププラン)において開示しております。

<https://ir.ulvac.co.jp/ja/ir.html>

当社では、四半期ごとの決算説明会や面談、セミナー等において株主との対話を実施しており、決算説明会及びアナリストミーティングでの主な質疑応答の内容をウェブサイトにて開示しております。

<https://ir.ulvac.co.jp/ja/ir.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,423,500	13.02
日本生命保険相互会社	3,241,700	6.57
株式会社日本カストディ銀行(信託口、信託口4、年金特金口、信託E口、信託B口、信託A口、年金信託口)	3,144,200	6.37
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS-GLOBAL TECHNOLOGY POOL	2,979,900	6.04
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505227	1,810,800	3.67
JPモルガン証券株式会社	1,743,799	3.53
BNYM AS AGT/CLTS N ON TREATY JASDEC	1,535,032	3.11
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	1,128,248	2.29
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505038	971,000	1.97
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	805,151	1.63

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

1. 上記は、2025年6月30日現在の状況を記載しております。

2. 持株比率は自己株式(4,384株)を控除して計算しております。

3. 株式給付信託(BBT)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式94千株及び従業員向け株式交付信託の信託財産として同行(信託口)が所有する当社株式8千株については、自己株式に含めておりません。

4. 以下の大量保有報告書(変更報告書)が公衆の縦覧に供されておりますが、当年度末の株主名簿で確認できない場合、又は保有株式数が上位10位に該当しない場合は、表中に記載していません。

 タイヨウ・パシフィック・パートナーズ・エルピー他1社から、2025年7月3日付で共同保有者合計3,676,300株を保有している旨の大量保有に関する変更報告書が公衆の縦覧に供されております。

 フィデリティ投信株式会社から、2024年9月6日付で3,530,400株を保有している旨の大量保有に関する変更報告書が公衆の縦覧に供されております。

 日本生命保険相互会社他1社から、2024年7月5日付で共同保有者合計3,434,048株を保有している旨の大量保有に関する変更報告書が公衆の縦覧に供されております。

 ブラックロック・ジャパン株式会社他6社から、2025年2月5日付で共同保有者合計2,515,955株を保有している旨の大量保有報告書が公衆の縦覧に供されております。

 三井住友信託銀行株式会社他2社から、2024年4月21日付で共同保有者合計2,470,440株を保有している旨の大量保有に関する変更報告書が公衆の縦覧に供されております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	6月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

上場関連会社について
当社は、2025年3月31日現在、株式会社昭和真空(東証スタンダード市場)の議決権の21.35%を保有しております。同社は、主に水晶デバイスメーカー、光学デバイスメーカー、電子部品メーカー向けの真空蒸着装置、スパッタリング装置等の製造販売を行っております。当社は、当社グループの企業価値向上、連結業績への貢献、両社のシナジー効果の追求といった観点から、同社を関連会社とする意義があると考えています。
なお、当社は、同社へは、社外取締役1名、社外監査役1名を派遣しております。しかしながら、同社取締役会の取締役は、9名から構成されており、当社から派遣する取締役は、半数に至る状況にはないことから、同社の経営の独立性は保障されているものと認識しております。また、当社は、同社の少数株主の権利を尊重し、利益相反の発生がおきないように配慮しながら、同社の経営に携わることとし、実質的にも、同社の経営陣の意思決定を十分に尊重しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西 啓介	他の会社の出身者											
内田 憲男	他の会社の出身者											
石田 耕三	他の会社の出身者											
中島 好美	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西 啓介	○	同氏は、当社の資金借入先である日本生命保険相互会社の取締役を2018年7月まで勤めておりました。なお、2025年6月末現在、当社グループにおける同社からの借入額は、4,947百万円です。また、日本生命保険相互会社と当社との間の取引には、保険料等がありますが、当社の売上総額に占める割合は1%未満(2025年6月期実績)です。	他社における国内外での経営者としての実績があり、特にリスクマネジメントを中心とした豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験及び見識を活かし、当社の経営全般に的確な助言をいただくとともに当社経営を適切に監督していただくために選任しております。また、一般株主との利益相反のおそれがない特に高い独立性が認められることから、独立役員として指定し、より透明度の高い公正中立な立場からの監督と監視という職責遂行をいただいております。
内田 憲男	○	——	他社における国内外での経営者としての実績があり、特に国際的な営業活動を中心とした豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験及び見識を活かし、当社の経営全般に的確な助言をいただくとともに当社経営を適切に監督していただくために選任しております。また、一般株主との利益相反のおそれがない特に高い独立性が認められることから、独立役員として指定し、より透明度の高い公正中立な立場からの監督と監視という職責遂行をいただいております。
石田 耕三	○	——	他社における国内外での経営者としての実績があり、特に研究開発を中心とした豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験及び見識を活かし、当社の経営全般に的確な助言をいただくとともに当社経営を適切に監督していただくために選任しております。また、一般株主との利益相反のおそれがない特に高い独立性が認められることから、独立役員として指定し、より透明度の高い公正中立な立場からの監督と監視という職責遂行をいただいております。
中島 好美	○	同氏は、事業構想大学院大学の特任教授であります。2025年6月末現在、当社グループにおける同大学との間の取引には、同大学主催の研究プロジェクトへの参加費等がありますが、当事業年度における同大学との取引金額は、5百万円であり、当社の意思決定に著しい影響を与える取引先ではありません。	他社における国内外での経営者としての実績があり、特に国際的な営業活動を中心とした、豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験及び見識を活かし、当社の社外取締役として、当社の経営全般に的確な助言をいただくとともに当社経営を適切に監督していただくために選任しております。また、一般株主との利益相反のおそれがない特に高い独立性が認められることから、独立役員として指定し、より透明度の高い公正中立な立場からの監督と監視という職責遂行をいただいております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬等委員会	7	0	1	4	0	2	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬等委員会	7	0	1	4	0	2	社外取締役

独立した任意の諮問委員会として指名報酬等委員会を設置し、当該委員会で経営陣幹部・取締役の指名、業績の評価、後継者計画、報酬などの特に重要な事項に関して答申を得ております。

指名報酬等委員会は7名から構成されており、社内取締役1名、独立社外取締役4名、独立社外監査役2名とし、委員長は社外取締役としております。半数以上を独立役員とすることで、実効性・透明性を確保しており、2024年度は全8回開催いたしました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の実数	5 名
監査役の実数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査品質の向上及び効率化の観点から、それぞれの年間監査計画の確認、四半期毎の監査結果の報告、随時の意見交換や監査立会いの実施などの緊密な相互連携の実現に努めております。

また、監査役と監査室も、同様の観点から、それぞれの監査計画とその結果の確認や意見交換、定期的な情報交換などを実施しております。加えて、監査室と会計監査人においても同様に、特に内部統制監査における監査計画とその結果の確認、報告、意見交換などを随時行っております。

社外監査役の実任状況	選任している
社外監査役の実数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている実数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宇都宮 功	他の会社の出身者													
本田 宗哉	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宇都宮 功	○	——	税理士としての豊富な経験と専門的な知識を有しており、専門的な見地から当社の経営全般に的確な助言をいただくとともに、当社の社外監査役として、当社の経営全般に渡り、適切に監督していただくために選任しております。また、社外監査役としての要件を充足することに加え、一般株主との利益相反のおそれがない特に高い独立性が認められることから、独立役員として指定し、より実効性の高い監督機能の発揮をいただいております。
本田 宗哉	○	——	弁護士としての豊富な経験と専門的な知識を有しており、専門的な見地から当社の経営全般に的確な助言をいただくとともに、当社の社外監査役として、当社の経営全般に渡り、適切に監督していただくために選任しております。また、社外監査役としての要件を充足することに加え、一般株主との利益相反のおそれがない特に高い独立性が認められることから、独立役員として指定し、より実効性の高い監督機能の発揮をいただいております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

6 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の独立性について、東京証券取引所の定める独立性判断基準を充足するとともに、実質的な観点も加味して、当社との間に利害関係がなく、一般株主との利益相反のおそれがないことを要するものとしております。

加えて、当社の経営及び事業課題について積極的で有意義な提言や公正な問題提起が期待できることも選任基準として加味しております。このような基準を充足するものと判断される社外取締役及び社外監査役を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役の報酬等の一部は、業績連動型報酬制度を採用しております。当該業績連動型報酬制度は、当該事業年度の経営成績等に連動する年次業績連動報酬(役員賞与)及び年次業績目標の達成度に応じた業績連動型の株式報酬制度である株式給付信託による株式報酬等から構成されるものとしています。

・年次業績連動報酬(役員賞与)

当社単体営業利益率等の実績を算定指標として決定される基準に、各社内取締役の寄与度や職責達成度の評価を加味して決定される報酬です。なお、年次業績連動報酬(役員賞与)は、各社内取締役の、毎事業年度の業績向上に努める意識を高めることを主な目的とした利益配分型の報酬であるため、特定の指標を基準として設定はしていませんが、報酬基準は指名報酬等委員会から取締役会への答申を踏まえて取締役会が決定しており、各社内取締役の評価については指名報酬等委員会がこれを決定しています。

・株式報酬等

中期経営計画における一事業年度の連結営業利益額の業績目標に対する実績の達成度を算定指標として役位毎に設定される基準に基づいて決定される報酬です。この株式報酬は、各社内取締役の、当社グループの中長期的な業績と企業価値増大に貢献する意識を高めることを主な目的としています。なお、当該基準については、指名報酬等委員会から取締役会への答申を踏まえて取締役会で決定されています。

社内取締役の報酬等を構成する基本報酬、年次業績連動報酬、株式報酬等の報酬割合については、それぞれの報酬を評価する体制をとっていることから、設定していません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

更新

当社取締役の当社第121期(2024年7月1日から2025年6月30日まで)における年間報酬総額は296百万円です。なお、うち社外取締役の同期における年間報酬総額は72百万円です。

年間報酬総額が1億円以上である役員については、有価証券報告書で個別の報酬を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。当社の取締役の個人別の報酬等に係る決定方針においては、各取締役の報酬の決定に際し、各取締役の当社単体の単年度の業績に対する職責のみならず、当社グループの企業価値の持続的な向上に対する職責を考慮するとともに、それぞれの職責に応じた寄与度も適切に反映するべく、後述の複数の報酬要素を組み合わせて評価しており、各取締役の報酬などが客観的に適正な水準とするようにしています。

具体的な取締役の個人別の報酬等の決定に際しては、社外取締役、社外監査役及び取締役会議長から構成される、経営の透明性、公正性、報酬等の妥当性を確保するために設置している指名報酬等委員会において、当社と同等の事業規模、業種などの他社における報酬水準の分析を行った上で、個々の取締役の上述の職責や寄与度を多角的に評価検証し、各取締役の報酬等が適正な水準になるよう検討した上で、その結果を取締役会に答申しています。当該答申を踏まえ、取締役会において、株主総会で決議した取締役の報酬等の総額の範囲内で、取締役の個人別の報酬等を決定しています。

社内取締役の報酬等については、当社経営全体の適切な監督機能のみならず、当社単体の単年度の業績に対する職責や当社グループの企業価値の持続的な向上に対する職責、そしてそれぞれの役位に応じた職責の寄与度といった多角的な評価を報酬等に反映させるため、毎月定額で支給する固定報酬としての基本報酬、当該事業年度の経営成績等に連動する年次業績連動報酬(役員賞与)及び年次業績目標の達成度に応じた業績連動型の株式報酬制度である株式給付信託による株式報酬等から構成されるものとしています。対し、当社経営全体の適切な監督を公正な視点で行うという観点から、社外取締役の報酬等については、基本報酬のみから構成されるものとしています。

取締役の報酬限度額は、2018年9月27日開催の第114回定時株主総会において、年額500百万円以内(うち社外取締役分60百万円以内)と決議いただいており、その後、2021年9月29日開催の第117回定時株主総会において、社外取締役分について90百万円以内に変更する決議をいただいております。なお、社内取締役については、当該報酬限度額に含まれない業績連動報酬として、2016年9月29日開催の第112回定時株主総会において決議された株式報酬信託(BBT)による報酬等も付与しております。

なお、役員退職慰労金制度については、当社では2006年9月28日開催の定時株主総会において廃止が決議されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の資料については、個々の社外取締役の意向を確認の上、取締役会の議題に応じ、取締役会開催予定日以前に配付及び事前説明を実施することを原則としております。

社外監査役に対しては、取締役会前の監査役会において説明することを原則としております。

また、取締役会の実効性をより高めるため、社外役員と必要な事項について定期的な意見交換会を開催しております。

なお、社外役員に対する対応窓口を経営企画室がその任にあたり、社外役員のサポートを実施しております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)当社の体制について
当社は、経営体制として、監査役会設置会社を採用しており、特に重要な機関として、取締役会、経営会議、監査役会、指名報酬等委員会などを設置しております。
まず、経営上重要な事項についての意思決定を行う機関として、取締役会を設置し、毎月1回の定時開催に加え、機動性確保の観点から必要に応じて臨時開催を行っております。取締役会は7名で構成されており、うち4名を社外取締役とし、4名とも独立社外取締役として指定しております。このような体制により、経営上重要な事項についての迅速で効率的な判断とともに、公正中立で透明性の高い審議の実現及び業務執行の監督を実現しております。
次に、執行役員制度を導入し、各執行役員が取締役会からの委任に基づき、各担当業務について一定の責任と権限を付与される形で業務執行に従事しております。また、社内取締役及び執行役員の計16名より構成される経営会議を設置しています。経営会議は、毎月1回の定時開催を行うとともに必要に応じて臨時開催を行っております。このような体制により、各業務執行役員の責任と権限の明確化のもと、変化の激しい事業環境に適応したより柔軟で迅速な業務執行を実現しております。
更に、経営判断及び業務執行の監査・監督機関として監査役会を設置しております。監査役会は、4名から構成されており、うち2名を社外監査役とし、2名とも独立社外監査役として指定しております。また、監査役と独立性を保障された監査室や会計監査人との緊密な連携、取締役会や経営会議をはじめとする重要な会議への監査役の出席と意見陳述、代表取締役との定例会議などにより、監査・監督機能の実効性を確保しています。このような体制により、各監査役が十分な情報を取得しつつ、厳正かつ公正中立で透明性が確保された監査・監督機能の発揮を実現しております。
加えて、取締役及び執行役員の指名、報酬等、特に客観的な判断が要求される重要事項についての議論を行う指名報酬等委員会を設置しております。指名報酬等委員会は、7名から構成されており、うち6名が独立社外取締役及び独立社外監査役、1名は代表取締役社長とし、委員長は社外取締役である中島好美氏としております。このような取締役会の諮問機関を設置する体制により、経営上特に重要な事項についてより公正中立で透明性が高い審議を実現し、取締役会の実効性を高めております。

(2)会計監査について
当社は、PwC Japan有限責任監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人が、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。同監査法人は、独立した第三者としての立場から監査業務にあたっています。

(3)責任限定契約について
当社は、社外取締役及び監査役との間で会社法427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役会設置会社として、取締役会による監督機能と、監査役による監査機能の双方を機能させることが、実効性と透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築・強化に最適であると判断しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限日前の発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は、株主総会集中開催時とは異なる9月となっております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知記載項目のうち、狭義の招集通知、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類について英文書面を作成し、当社ウェブサイトに掲載しております。
その他	当社では、株主の株主総会における議決権行使の判断に資するよう、必要に応じて当社ウェブサイト、法定開示事項に限らず、各種情報を随時開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトに掲載しております。 (https://ir.ulvac.co.jp/ja/ir/irpolicy.html)	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	随時、個人投資家向けに説明会を開催し、資料は当社ウェブサイトに掲載しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算、第2四半期決算公表後の年2回、代表取締役による決算説明会を開催し、動画配信するとともに決算説明内容を英訳テキスト化して当社ウェブサイトに掲載しております。また、各四半期決算公表後、IR部長によるウェブ決算説明会を行うとともに決算説明内容を和文・英文でテキスト化して当社ウェブサイトに掲載しております。定期的なアナリスト・国内外機関投資家との個別ミーティング・グループミーティング、証券会社主催の国内外カンファレンスへの参加、海外ロードショーの実施、工場見学会やテクニカルセミナーなどを積極的に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報として、決算短信、有価証券報告書、決算説明資料、統合レポート、事業報告書、ファクトシート、適時開示資料、ニュースリリースなどをウェブサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部を設置し、専任者を配置しております。	
その他	当社英語版ウェブサイトにおいてIR情報を掲載しております。 (https://ir.ulvac.co.jp/en/ir.html)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーの尊重は事業活動の根幹を形成する重要な事項であると認識しており、これを「企業倫理行動基準」に反映し、当社全従業員に教育の上、小冊子の形で配付しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境理念・環境方針を策定し、その活動を当社ウェブサイトに掲載しております。また、CSR活動全般についても年次発行するULVAC VALUE REPORTに記載するとともに当社ウェブサイトに掲載しております。 (https://www.ulvac.co.jp/sustainability/index.html)
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	関係諸法令に基づく法定開示事項に加え、これに該当しない事項についても株主の投資判断に有益な情報については、非財務情報も含めた積極的な開示を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保するための体制について取締役会において決議しております。その内容は、以下のとおりです。

イ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、企業としての社会的責任を果たすべく、反社会的勢力との関係排除をはじめとする遵法意識の啓蒙をうたう企業倫理行動基準を定め、同基準に関する教育及び小冊子の配付を行うことによりこれを周知徹底する。また、コンプライアンス委員会を設置し、内部通報者が内部通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことの保障も含む内部通報制度その他のコンプライアンス関連規定を整備した上でその活動を行う。加えて、独立性が保障された監査室を設置し、金融商品取引法上の内部統制の評価を行うとともに、当社監査役と連携して業務の有効性及び適切性の監査を行う。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社取締役の職務執行に係る情報に関しては、情報管理に関する規定を整備・拡充し、各種重要会議の議事録その他文書の作成、閲覧、保存及び廃棄について適切な管理方法をとる。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社における各部署の担当業務を明確に定め、各部署の部署長の責任と権限を明確化する。その上で、対象事案の性質や影響度に応じて、対象事業遂行の主たる所管部署のみならず、関連する部署も加えた綿密な審議検討を行った後、当社各種規程に則って当社取締役へ報告を行い、当該取締役が判断を行う体制をとることで、当社の企業活動遂行における損失の危険の管理を行う。これに加え、リスク管理に関する当社規程の整備・拡充により、リスクを分類の上、それぞれのリスクについての主たる管理を行う部署を定め、各部署長を責任者とする管理体制をとる。

二 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業計画を定めて当社全体の目標を明確化する。その上で、各部署の部署長が部署ごとの業績目標を作成し、この実績を当社各種規則に則って当社取締役がこれを評価することで業績への責任を明確にする。また、各部署の部署長の責任と権限を明確化することで意思決定プロセスを迅速化しつつ、重要事項については当社取締役を含めた合議をはかるという体制をとることによって、迅速さと慎重さを兼ね備えた臨機応変な意思決定を目指す。

さらに、当該重要事項に関する当社会議への当社監査役の出席や情報の取得の機会を保障することで、適切な判断を担保する。

ホ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団全体の企業価値の維持及び向上を重視する。そして、これらの実現のため、子会社ごとの自主性と独立性を尊重しつつも子会社それぞれの所在国、事業内容、事業規模などの諸般の状況を総合考慮して適切に当社が指示及び管理を実施することが最適との認識のもと、子会社の管理として最適と判断される方法を選択して実行するという責務を担う部門として経営企画室をその任にあてる。

かかる方針に基づき、事業計画については、まず、当社にて当社企業集団全体の目標を明確化し、当該目標を考慮して各子会社が事業計画を策定する体制をとっている。また、企業価値の維持及び向上のため、各子会社においてコンプライアンスの啓蒙、コンプライアンス体制の構築及び運用を講じることとしている。

また、各子会社の取締役及びこれに相当する者の職務の執行に係る当社への報告については、子会社も参加する当社の重要会議、事業計画の策定過程や実績報告における協議や確認、及び各子会社において実施される重要会議に関する報告など多種多様な機会を利用するよう努める。

次に、各子会社の損失の危険の管理及び各子会社の取締役などの職務の執行の効率をはかるという観点からは、各子会社にリスク管理に関する規定や体制の構築及び運用を実現するよう努める。さらに、当該規定や体制の構築のみならず、実際に重大な損失の発生もしくは発生のおそれが生じた際に、当社がこの事実を速やかに把握できるよう、当社からの取締役や監査役の派遣、複数子会社が参加する重要会議の運営、事業計画の策定の補助と実績評価及び計画と実績の差異の照会などによって、対象子会社の管理として最適と判断される方法と密度を選択し、これを実行する。

そして、子会社の取締役、取締役に相当する地位にある者及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、当社が策定した企業倫理行動基準を子会社各社に配布してコンプライアンス意識の啓蒙に努めるとともに、当社コンプライアンス委員会への内部通報の機会も保障し、通報に対する対処も適切に行うこととする。

なお、これらに加えて、当社監査役や当社監査室が、各種諸法令に従い、監査業務遂行上最適と判断される方法で子会社各社の監査活動を行い、業務の適正を確保できるよう努める。

ヘ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社監査役がその職務を補助すべき使用人の当社における設置を当社に要請した場合、当社取締役はこれを応諾し、必要な協力を行う。そして、当該監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、当社監査役会の事前の同意を得る。

また、当社監査役は、必要に応じ、最適と思われる部署に所属する使用人に対して監査業務に必要な事項を指示できるものとし、当社は当該指示を受けた使用人が当該指示に従って対応することを認める。

ト 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社取締役及び使用人は、当社及び子会社に重大な損失を与える事項の発生又は発生のおそれがあることを覚知した場合は、あるいは当社及び子会社の取締役、取締役に相当する地位にある者及び使用人による違法又は不正な行為の発生を覚知した場合には、諸法令及び社内規定に従ってこれを当社監査役に報告する。特にリスク管理体制については、各リスク管理部門が、諸法令及び社内規定に従い、責任をもって定期及び臨時にこれを当社監査役に報告する。また、当社は、当社監査役に対しこれらの重要事項に関する当社会議への出席並びに情報の取得及び意見を述べる機会を付与することを保障する。加えて、当社監査役にこれらの報告を行った者は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことも保障する。

チ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役が、その監査業務遂行のために必要となる費用の負担に関する要求を当社に行った場合、当社は、当該要求内容が当該監査役の監査業務遂行のために必要なものではないと合理的に認められる場合を除き、速やかにこれを負担するための措置を講ずる。

リ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、当社監査役に対し、監査のために必要となる会議への出席及び情報の取得の機会を保障する。その上で、当社監査役は、当社社外監査役の知見も得ながら、会計監査人や当社監査室と連携して監査業務を遂行する。

また、当社監査役は、当社取締役とも定期的な意見交換を行うことで監査役監査に関する啓蒙を行うと同時に監査の充実及び監査環境の整備に繋げ、実効的かつ機動的な監査を実現するよう努める。

上記業務の適正を確保するための体制の当社第121期(2024年7月1日から2025年6月30日まで)における整備状況である運用状況は、次のとおりです。

イ 当社事業活動の適法性確保に対する取組みの状況

当社では、取締役及び使用人が遵守すべき行動指針として企業倫理行動基準を策定の上、適宜見直しを行っています。その上で、企業倫理行動基準を小冊子化して配付するとともに、同基準に沿った社内規程及び社内体制の整備にも努めています。また、特に遵守すべき諸法令とあわせた企業倫理行動基準に関する教育を適宜実施しており、反社会的勢力に対する対応についても、企業倫理行動基準に記載して啓蒙するとともに、該当事案が発生した場合には、速やかに外部専門機関と協力して対応する体制を整備しています。

さらに、当社におけるコンプライアンス通報窓口として、当社コンプライアンス委員会事務局を窓口とする内部通報窓口に加え、法律事務所を窓口とする外部通報窓口を設置しています。この法律事務所については、外部通報窓口に特化した業務を依頼しており、当社との間に顧問契約は締結していません。また、通報者が通報を行ったこと自体を理由として不利な取扱いを受けないことを規程にて保障し、通報内容は速やかにコンプライアンス委員会に伝えられ、同委員会主導のもと、必要に応じて外部専門家の意見を取得しながら、その調査や改善対策などを行っています。これらの体制についても、企業倫理行動基準において明記しています。

ロ 当社取締役の職務執行の適正及び効率の確保に対する取組みの状況

当社取締役会は、社外取締役4名を含む取締役6名(当年度末日時点)で構成されており、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しています。当年度において当社取締役会は16回開催されており、各議案について活発な意見交換を行う審議及び決議を行っています。また、取締役会においては、重要な業務執行に関する意思決定のみならず、業務執行状況などについての適切な分析評価といった監督も行い、意思決定機能のみならず監督機能の実効性確保にも努めています。また、取締役会議事録についても、正確に記録・作成し、適切な情報の保存及び管理を行っています。加えて、当社取締役会の諮問機関として指名報酬等委員会を設置し、独立役員を含めた社外役員の意見を取り入れた経営を行っています。他方、当社は、執行役員制度を採用し、特定の業務執行に関する権限を取締役会によって執行役員に付与しており、その執行役員を含む経営会議を当年度においては20回開催し、業務執行について機動的な意思決定を行っています。

ハ 損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社は、リスク管理に関する規程や体制を整備してリスク管理を行っています。想定されるリスクの性質に応じ、それを所管する部署の部署長の責任と権限を明確化し、対象事案の性質、影響そして緊急度に応じて関連部署の協働のもとで柔軟な対応をはかっています。当年度においては、当社における全体的なリスクを管理するリスクマネジメント委員会を開催し、当社役員同席のもとで全体的なリスク報告を行い、議論の上でリスク管理体制の見直しを行うことで、より効果的なリスク管理体制の運用の実現に努めています。

ニ 当社グループにおける業務の適正性確保に対する取組みの状況

当社グループ会社における業務執行の状況などの把握については、当社経営企画室にて、グループ会社の所在国、事業内容、事業規模などの諸般の状況を総合考慮の上、定例会議や事業計画の進捗確認などの個別会議などを通じて最適な方法で情報を取得し、分析と検討を行っています。

また、当社の策定する企業倫理行動基準は、当社グループ会社にも通知され、各グループ会社においてその教育や内部通報制度の整備を行い、コンプライアンスの啓蒙活動を展開しています。加えて、当社監査役や監査室が各種諸法令に従ってグループ各社の監査に努めています。

ホ 監査役の監査の実効性確保に対する取組みの状況

当社監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されています。当年度において当社監査役会は23回開催されており、取締役会議案を含む監査に関する重要な事項についての報告と協議を行っています。監査役は、監査役会での協議及び個々の監査役の知見をもとに、取締役会の場に限らず随時適切に当社取締役に提言を行っています。

また、当社は、監査役が取締役、監査室並びに会計監査人と定期的に意見交換する場を保障し、コンプライアンスや内部統制の整備状況など多岐にわたる事項について意見交換をしています。加えて、当社は、監査役が監査に必要な情報についてこれを提供するとともに、当該情報取得の保障の観点から必要な会議への出席を保障しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、反社会的勢力と一切の関係をもたないことを基本方針としています。

こうした観点から、警察や弁護士といった外部の専門家などと連携体制を構築しており、日常的に情報交換ができる体制を整えています。また、取締役会において定められる内部統制システムに関する基本的な考え方の中に反社会的勢力排除の趣旨を盛り込み、従業員への啓蒙活動にも注力しています。この啓蒙活動の一環として、26項目からなる従業員一人一人の行動規範を示した「企業倫理行動基準」を制定し、当社従業員に対して、内容説明を行った上で小冊子化したものを配布し、従業員一人一人が、これを企業人としての法令遵守精神の証とできるようにしています。

なお、この「企業倫理行動基準」における反社会勢力排除に対する基本的な考え方についての具体的な内容は以下のとおりです。

【企業倫理行動基準(抜粋)】

私たちは、反社会的勢力(団体のみならず、その構成員である個人を含みます。)とは一切関係を持ちません。また、私たちは、犯罪活動に関係する収益を一切受け取りません。特に、経営に携わる者は、このような勢力を恐れることなく、毅然とした態度をもって対応します。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、金融商品取引法をはじめとする会社情報の開示に関する関連諸法令や東京証券取引所の定める適時開示規制などを遵守した適切な開示を行っております。特に、投資判断に重要な影響を与える重要情報については、適時適切な開示に配慮しております。

このような観点から、重要情報及びその他投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす情報(以下、総称して「内部情報」といいます。)については、情報管理手順に関する社内規程を定めて適正に管理しています。当該管理手順の概要は次のとおりとなります。

(1)当社及び当社グループ会社において内部情報が発生した場合には、インサイダー情報管理事務局(当社経営企画室)に速やかに報告がなされます。なお、内部情報の収集とその管理については、情報取扱責任者(当社経営企画室長)の責任下において、インサイダー情報管理事務局が一元管理を行い、内部情報の拡散を防止しております。

(2)内部情報に関する報告を受領したインサイダー情報管理事務局は、速やかに関連部門を招集し、適時開示に該当する情報が否かの確認を実施します。また、当該確認結果については、直ちに、インサイダー情報管理事務局が情報取扱責任者に報告を行います。なお、適時情報に該当しないものの、任意開示を行うべき情報であると情報取扱責任者が判断した情報については、適切な開示方法により開示をすることもあります。

す。

(3)情報取扱責任者の指示のもと、決定事実及び決算情報については取締役会承認・決議後速やかに、発生事実については情報管理総括責任者(代表取締役社長)の承認を得た後、速やかに開示(東京証券取引所TDnetや東京証券取引所への資料投函などの適切な方法を採用いたします。また、記者会見の開催や当社ウェブサイトにおける情報開示などの方法を採用することもあります。)を行います。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次の通りです。

